

見積参加希望者 各位
(盛岡市内に本社を有する「保守・点検・管理(修理・整備を含む)
－空調設備保守点検」の有資格者)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

今般、下記事項を随意契約に付するに際し、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得を熟知して見積されたく通知します。

記

- 1 随意契約見積に付する事項
 - (1) 件名 盛岡市立巻堀小学校暖房設備保守点検業務委託
 - (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
 - (3) 履行場所 別紙「仕様書」のとおり
 - (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 2 契約条項を示す場所
盛岡市教育委員会事務局総務課
- 3 見積書提出の日時及び場所
 - (1) 日時
令和7年8月29日(金) 午前11時30分
 - (2) 場所
盛岡市役所都南分庁舎3階 研修室(盛岡市津志田14地割37番地2)
執行即時開封
- 4 見積書の提出方法
 - (1) 見積書は、3の日時及び場所に持参すること。郵便による見積は認めない。
 - (2) 代理人により見積させるときは、委任者(契約権限を有する者)が記名押印して代理人の氏名と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。
- 5 契約書作成の要否
要 業務委託契約書による。
- 6 その他
 - (1) 見積回数
2回までとする(ただし予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)
 - (2) 見積書
見積書は心得第7第1項によるものとし、契約期間に係る 一括総額 で作成すること。決定も契約期間に係る 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (3) 見積の無効
心得第9の規定に該当する見積は無効とする。
 - (4) 見積日において、盛岡市から指名停止措置を受けている者については、契約の相手方としない。
 - (4) この見積に関する問い合わせ先
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和7年8月25日(月)正午までに電子メール又は文書(ファックス可)により教育委員会事務局総務課あて提出すること。回答は、仕様書等閲覧場所及び盛岡市公式ホームページ『事業者の皆さんへ>市の発注契約>発注情報』で令和7年8月28日(木)までに公表する。
電子メールアドレス edu.soumu@city.morioka.iwate.jp
盛岡市教育委員会事務局総務課 Fax 019-639-9070